

# 東近江市避難行動要支援者避難支援プラン

東 近 江 市

平成 29 年 3 月

(令和 5 年10月改訂)

## 目次

### 第1章 総則

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

- 1 避難行動要支援者名簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 情報収集する台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (2) 避難行動要支援者名簿の対象者要件（在宅者）・・・・ 3
  - (3) 避難行動要支援者名簿に登録する項目・・・・・・・・・・ 4
- 2 避難支援等関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 避難行動要支援者名簿の提供と共有・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 避難行動要支援者名簿の更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 避難行動要支援者情報の漏洩措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### 第3章 避難支援体制等の整備

- 1 関係機関等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (1) 市の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (2) 地域（自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等）の役割・・・・ 7
  - (3) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割・・・・・・・・・・ 8
  - (4) 市社会福祉協議会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (1) 避難に関する情報等の発令と伝達・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (2) 多様な手段の活用による情報伝達・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

5	避難支援等関係者の安全確保	9
6	避難所での対応	9

#### 第4章 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

1	個別避難計画の進め方	10
2	個別避難計画の内容	10
3	個別避難計画の共有、管理	10
4	個別避難計画の更新	11

#### 第5章 自助・共助による地域防災力の向上

1	地域住民の防災意識の向上	12
2	避難行動要支援者本人及びその家族の防災意識の向上	12
3	防災訓練等の実施	12

#### 参考資料

避難行動要支援者の避難行動の特徴と避難誘導時の配慮	13
福祉避難所の環境整備事項(障害別)	16
福祉避難所の体制整備事項(障害別)	17
指定避難所一覧	18
福祉避難所一覧	22

# 第1章 総則

## 1 趣旨

本市では、平成20年度に国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、「東近江市災害時要援護者避難支援制度」を創設し、平成22年3月には「東近江市災害時要援護者避難支援プラン」を作成して、自治会、民生委員児童委員等の地域関係者の協力の下、制度の推進を図ってきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死亡者数のうち、65歳以上の高齢者の死亡者数が約6割を占め、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。他方で、消防職員や消防団員、民生委員児童委員など300名以上が死亡、行方不明となるなど多数の支援者が犠牲となりました。

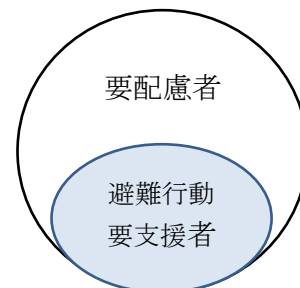
こうした状況を踏まえ、国は、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、高齢者や障害者等の要配慮者※<sub>1</sub>のうち、新たに避難行動要支援者※<sub>2</sub>に係る名簿の作成を市町村に義務付けました。

しかしながら、近年の災害においても、高齢者をはじめとする避難行動要支援者に被害が集中しており、更なる避難の実効性確保を図る観点から、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されました。

本避難行動要支援者避難支援プランは、これらの法改正等を受けた取組として、従来の「災害時要援護者避難支援プラン」を改定し発展させたものであり、風水害や地震等の災害発生時に、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報を把握して個別避難計画を作成するとともに、防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制を確立するものです。

※1 要配慮者とは  
高齢者、障害者、乳幼児等の災害時に特に配慮を要する者

※2 避難行動要支援者とは  
要配慮者のうち、災害が発生し、又は  
災害が発生するおそれがある場合に  
自ら避難することが困難な者であって、  
その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため  
特に支援を要する者



## 2 位置づけ

本プランは、東近江市地域防災計画の要配慮者支援対策を重点的に具体化したものであり、その下位計画と位置付けます。

## 3 基本方針

災害が発生した場合には、すべての被災住民が支援を必要とする状態になりますが、本プランでは、対象者を第三者の支援がなければ避難できない在宅の要支援者と位置付け、避難支援を重点的かつ優先的に進めていきます。

## 第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

### 1 避難行動要支援者名簿の作成

災害時において、避難行動要支援者の所在や安否を確認し、適切な支援を迅速に行うには、平常時から、避難行動要支援者の住所や実情を把握しておく必要があります。

市では、避難行動要支援者を把握するため、関係各課から収集した情報を基に「避難行動要支援者名簿」を作成します。

#### (1) 情報収集する台帳

- ① 住民基本台帳
- ② 要介護認定台帳
- ③ 身体障害者更生指導台帳
- ④ 療育手帳交付台帳
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳
- ⑥ 災害対策基本法に基づき滋賀県知事等から情報提供される台帳

#### (2) 避難行動要支援者名簿の対象者要件（在宅者）

- ① 要介護1～5の認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳1級、2級又は下肢、体幹、移動機能障害3級を有する者
- ③ 療育手帳のA1、A2を有する者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を有する者
- ⑤ 人工呼吸器、在宅酸素、吸引器などを使用している難病患者で、滋賀県から情報提供があった者
- ⑥ その他、支援が必要と思われる者

(3) 避難行動要支援者名簿に登録する項目

- ① 氏名（フリガナ）
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 世帯主
- ⑥ 電話番号その他連絡先
- ⑦ 避難支援を必要とする理由
- ⑧ その他



2 避難支援等関係者

災害の発生時や災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿情報を活用して、避難支援等に携わる関係者は次のとおりです。

- ① 消防機関
- ② 警察機関
- ③ 自治会
- ④ 民生委員児童委員
- ⑤ 社会福祉協議会
- ⑥ 自主防災組織
- ⑦ 地域支援者



### 3 避難行動要支援者名簿情報の提供と共有

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するためには、平常時から要支援者情報の共有が不可欠になります。

市は、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を内部で利用します。

また、市が作成した名簿のうち、同意が得られた者については、避難支援等関係者へ情報提供を行います。

同意確認については、市から避難行動要支援者本人又は家族へ書面（「避難行動要支援者名簿登録に係る意向調査書」（避難行動要支援者登録申請書））によって行い、避難支援等関係者への提供時期については年度初めとします。

名簿情報の常時の提供者は、自治会、自主防災組織及び民生委員児童委員とし、消防、警察及びその他関係機関については、利用目的を明らかにした「避難行動要支援者名簿情報提供申請書」を市へ提出することにより、適宜情報共有を行います。

災害が発生又は発生のおそれが生じた場合は、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者及びその他関係者へ情報を提供します。

### 4 避難行動要支援者名簿の更新

市は、年1回、1月1日を基準日として名簿を更新します。更新については、新規対象者情報の整理や、既に登録している避難行動要支援者情報の変更等を行います。

名簿を共有する自治会、自主防災組織及び民生委員児童委員は、更新後の新しい名簿と引き換えに更新前の名簿を返却します。

また、名簿内容に変更が生じた場合は、必要に応じて避難行動要支援者本人等からの「避難行動要支援者登録変更・抹消届出書」により情報を更新し、避難支援等関係者と共有します。



## 5 避難行動要支援者情報の漏洩措置

避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じます。

また、名簿受領者は「受領書兼誓約書」を市へ提出します。

- ① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供します。
- ② 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導します。
- ③ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明します。
- ④ 施錠可能な場所へ名簿を保管するよう指導します。
- ⑤ 名簿を必要以上に複製しないよう指導します。

## 第3章 避難支援体制等の整備

### 1 関係機関等の役割

#### (1) 市の役割

##### 【平常時】

- ① 避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への提供
- ② 避難支援等関係者と名簿情報を共有することに対する避難行動要支援者への意思確認
- ③ 地域と連携した避難行動要支援者の把握
- ④ 個別避難計画作成の推進
- ⑤ 福祉避難所の開設・運営体制の整備
- ⑥ 地域で行う避難訓練の支援
- ⑦ 避難行動要支援者避難支援制度、災害時への備えに関する普及啓発
- ⑧ 避難に関する情報等の伝達体制の整備

##### 【災害時】

- ① 避難行動要支援者の避難・安否確認の状況把握
- ② 避難に関する情報等の発令、伝達

#### (2) 地域（自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等）の役割

##### 【平常時】

- ① 避難行動要支援者名簿の共有
- ② 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ③ 個別避難計画の作成、変更、修正
- ④ 避難訓練の実施、避難行動要支援者の避難支援に関する研修会への参加
- ⑤ 自主防災組織の整備促進
- ⑥ 日頃からの見守り活動

##### 【災害時】

- ① 災害、避難情報の周知、伝達

(3) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

【平常時】

- ① 施設における防災計画の作成
- ② 定期的な避難訓練の実施

【災害時】

- ① 施設利用者の避難支援、安否確認への協力

(4) 市社会福祉協議会の役割

【平常時】

- ① 災害ボランティアセンター開設運営計画の作成
- ② 避難行動要支援者の把握調査への協力

【災害時】

- ① 市、地域、社会福祉施設等との連携による避難支援
- ② 災害ボランティアセンターの開設・運営

## 2 情報伝達

(1) 避難に関する情報等の発令と伝達

市は、災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を適時適切に発令します。

また、その発令と伝達に当たっては、高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝わるよう努めます。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

市は、災害発生時に着実に避難に関する情報が伝達されるよう、自治会への電話連絡や広報車による伝達に加え、ケーブルテレビの音声告知端末や携帯端末の緊急速報メール等を活用するなど、複数の手段を組合せて伝達します。

### 3 避難誘導

地域では、個別避難計画や避難行動要支援者名簿等を用いて、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導を協力して行います。

ただし、避難支援等関係者は、地域支援者が不在、被災等で計画どおりに支援ができない場合があることを十分に考慮しておく必要があります。

### 4 安否確認

災害発生時には、避難行動要支援者名簿を有効活用して安否確認を行うことが必要です。安否未確認の避難行動要支援者がある場合は、市は関係機関と協力して安否確認を進めます。

### 5 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者名簿を活用した災害時における避難支援は、あくまでも地域での助け合いによる活動であり、避難支援等関係者の安全を確保した上で実施されることが前提となります。

このため、地域における避難支援等関係者は、自らが担当する避難行動要支援者を全力で助けようとするが、災害の状況によっては助けられない可能性があることを避難行動要支援者本人及びその家族にも十分に理解を得た上で、支援体制を講じなければなりません。

### 6 避難所での対応

市は、避難所等において避難行動要支援者及び名簿情報が避難支援等関係者から避難所等の責任者に適切に引き継がれるよう、その方法等についてあらかじめ定めます。また、名簿情報を避難所生活の支援に活用します。

## 第4章 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

### 1 個別避難計画の進め方

災害が発生又は発生のおそれが生じた場合に、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ安全に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人一人について、誰がどのように避難させるかを定めておくことが重要です。

このため、自治会や自主防災組織をはじめとする地域支援者は、市や避難行動要支援者の状況をよく知る福祉専門職、避難行動要支援者又はその家族とともに「個別避難計画」の作成を進めます。

作成に当たっては、避難行動要支援者が要望する支援、必要とされる支援を把握し、避難行動要支援者の実情にあわせたものとなるよう留意します。

また、災害時は地域支援者が不在であったり、支援者自身が被災者となることが想定されるため、避難行動要支援者を助けることができなかつたとしても、支援者が責任や義務を負うものでないことを相互に十分に理解した上で、地域による重層的な支援となるよう計画します。

### 2 個別避難計画の内容

個別避難計画には、避難支援に必要な次の事項を計画します。

① 避難行動要支援者基本情報

(氏名、性別、生年月日、住所又は居所、世帯主名、電話番号その他連絡先、支援が必要な事由、家族状況、緊急連絡先、特記事項)

② 地域支援者

③ 避難支援計画

(一時集合場所、指定避難所、避難時・避難所での特記事項)

### 3 個別避難計画の共有、管理

作成した個別避難計画は、市のほか、避難行動要支援者本人又は家族、地域支援者等と共有します。

また、個別避難計画書の保管に当たっては、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう厳重な情報管理に努めます。

#### 4 個別避難計画の更新

個別避難計画を管理する自治会又は自主防災組織は、日頃から避難行動要支援者の現況把握に努め、避難行動要支援者の心身の状況の変化、災害時の避難方法等の変更等を適宜適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新します。

## 第5章 自助・共助による地域防災力の向上

### 1 地域住民の防災意識の向上

避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためにも、日頃から地域住民の防災意識を啓発していくことが重要となります。

市は、災害に関する基礎知識とあわせて、自主防災組織の結成や避難行動要支援者の避難支援制度の説明会、防災出前講座等の開催及び防災マップを公開するなどして、市民意識の向上を図ります。

また、自治会においても、地域住民に対し防災に関する知識や要支援者避難支援について学習を深め、災害対応力の強化に努めます。

### 2 避難行動要支援者本人及びその家族の防災意識の向上

災害時に避難行動要支援者がより安全に避難するためには、自助・共助・公助の観点に立ち、行政関係機関（公助）や地域等の支援（共助）に加えて、避難行動要支援者本人やその家族の「自分の命は自分で守る」（自助）を基本とした日頃の備えをしておくことが重要です。

避難行動要支援者本人やその家族は、「自分でできること、できないこと」「望んでいる支援や対応」について、周囲の人たちや地域支援者に的確に伝えておく、避難訓練に積極的に参加をするなど、災害時に協力が得やすいように日頃から地域とのコミュニケーションを大切にしておく必要があります。

### 3 防災訓練の実施

市、自治会及び自主防災組織は、地域住民や避難行動要支援者自身の防災意識を高めていくため、市や地域等で実施する各種の防災訓練において、避難行動要支援者の視点を入れた訓練を実施するよう努めます。

避難行動要支援者の避難行動の特徴と避難誘導時の配慮

区 分	避難行動等の特徴	避難誘導に配慮を要する事項
寝たきりや 身体が虚弱な 高齢者	自力で行動することができない。 自分の状況を伝えることができない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毛布でくるんだり、頭を覆う等安全確保を図り、おぶいひもでおぶったり、複数の人で抱えたり車いすや担架を使う等個人に応じた方法をとります。</li> <li>・日頃から服用している薬を携帯します。</li> </ul>
認知症の ある人	自分で判断し、行動することができない。 自分の状況を伝えることが困難。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒しやすい家具から離れたり、頭を守るように支援します。</li> <li>・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにします。</li> <li>・一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。</li> <li>・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり、叱ったりしないようにします。激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにします。</li> </ul>
視覚障害の ある人	被害の状況を知ることができない。(視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。) 災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。避難所等慣れない場所で行動することが難しい。(単独では素早く避難できない。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座布団等で頭を守るように指示をするとともに、家の中の状況を伝え、安全に注意しながら家の中の安全な場所へ誘導します。</li> <li>・支援者の肘の上を視覚障害者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩きます。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにします。</li> <li>・避難する際、支援者は自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかを、音声で伝えます。(聴覚障害もある場合、手のひらに文字を書く等の手段により伝えます。)</li> <li>・あらかじめ緊急時のサイン又はルールを決められている場合は、それらを視覚障害者に音声で伝えます。</li> </ul>



避難行動要支援者の避難行動の特徴と避難誘導時の配慮

区 分	避難行動等の特徴	避難誘導に配慮を要する事項
聴覚障害のある人 音声、言語機能に障害のある人	音声による情報が伝わらない。 (聴覚による異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。)(聴覚障害)緊急時でも声で人に知らせることができない。外見からは障害があることがわからない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話、文字・絵(メモ、緊急カード、ホワイトボード、手のひら等)、身振り等で状況を知らせ、聴覚障害者から依頼があれば、メモ等で情報を提供します。</li> <li>口話を読み取れる人もいるので、正面から口をはっきり動かして話すことで伝えられる場合もあります。</li> </ul>
肢体不自由のある人	自分の身体の安全を守ることが難しい。 自力で避難することが難しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自力での移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下するおそれのない安全な場所へ移動させます。</li> <li>自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャー等の移動用具の確保や移動のための支援者がが必要です。</li> </ul>
内臓部に障害のある人 難病患者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。外見からは障害のあることがわからない。 心臓・腎臓・呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 常時医療器材(人工呼吸器、酸素ボンベなど)を必要とする人がいる。 医療品を携帯する必要がある。 補助具やケア用品を携帯する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>常時使用する医療機器(機器によって電気、酸素ボンベが必要)を確保し、必要に応じて静かに手早く災害をまぬがれた医療機関へ誘導・搬送します。</li> <li>かかりつけの医療機関を事前に把握しておきます。</li> </ul>
知的発達に障害のある人	急激な環境の変化に順応しにくい。 一人では理解や判断することが難しく(緊急事態の認識が不十分な場合)、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急連絡カード、療育手帳、笛やブザー、普段から服用している薬等を携帯するよう指示します。</li> <li>努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにします。</li> <li>一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。</li> <li>不安から大声を出したり、異常な行動をしても、大騒ぎしたり、叱ったりしないようにします。発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡を取り指示を受けます。連絡が取れない場合には、最寄りの医療機関等へ相談します。</li> </ul>

避難行動要支援者の避難行動の特徴と避難誘導時の配慮

区分	避難行動等の特徴	避難誘導に配慮を要する事項
精神障害のある人	<p>災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。多くは自分で危険を判断し、行動をすることが出来る。普段から服用している薬を携帯する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡カード、障害者手帳、普段から服用している薬等を携帯するように指示します。</li> <li>・ 努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかけます。</li> <li>・ 一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、症状に応じては手を引くなどして移動します。</li> <li>・ 不安から大声を出したり、異常な行動をしても大騒ぎしたり、叱ったりしないようにします。妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめます。</li> <li>・ 強い不安や症状悪化がみられる場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関へ相談します。</li> </ul>
一人暮らしの高齢者 高齢者世帯等	<p>体力が衰え、行動機能が低下している（緊急事態の察知が遅れる場合がある。）が、自力で行動できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迅速な情報を伝達し、避難を誘導します。</li> </ul>
子ども (乳幼児・児童)	<p>危険を判断し、行動する能力はない。 5～6才を過ぎれば、自己対応能力が備わってくる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者とともに避難します。保護者がいない場合は、近隣住民等の協力を求めます。</li> </ul>
妊婦・乳児のいる母親	<p>行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。特に妊婦については、発災による急激な環境の変化により、緊急に医療を必要とする場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難時の転倒等による流早産のおそれがある場合には、家族等が付き添う必要があります。</li> <li>・ 出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡も行い、出産時の協力を求めます。</li> </ul>
外国人	<p>日本語での情報が十分理解できないため、避難や避難所生活に支障をきたす恐れがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語が理解できない外国人に対しては、身振りや手振り等も含めあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要であることを理解してもらいます。</li> <li>・ 外国語等ができる近隣の住民の協力を求めます。</li> </ul>

福祉避難所の環境整備事項（障害別）

障害区分	整備事項
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段差解消、手すりの設置等バリアフリー化</li> <li>・ 障害者用トイレの整備</li> <li>・ 補助犬専用スペースの確保</li> <li>・ 車いすが通行可能な通路の確保</li> <li>・ 車いす、簡易ベッド、障害者用仮設トイレ等の配置</li> <li>・ 紙おむつの備蓄</li> <li>・ 介護用品、衛生用品の備蓄</li> <li>・ 間仕切り等の設置によるプライバシーの確保</li> </ul>
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点字ブロック等の誘導施設の整備</li> <li>・ 音声案内設備の整備</li> </ul>
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耳が聞こえないマークの配布（希望者のみ）</li> <li>・ 文字放送対応テレビ（アイドラゴン）の配置</li> <li>・ 掲示板の設置</li> </ul>
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリアフリー化（特にトイレ）</li> <li>・ 車いす、座位保持装置使用者の食事用テーブル配置</li> </ul>
膀胱・直腸機能障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オストメイト用トイレの整備</li> </ul>

市は、福祉避難所の環境整備を平常時から改善、改修に努めるとともに、物資、器材の調達先リストを整備し、災害時に活用できるように、関係団体・事業者等と協定を締結するなど連携を図ります。

福祉避難所の体制整備事項（障害別）

障害区分	整備事項
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレに壁伝いで行ける場所への優先割り当て（トイレに近い場所）</li> <li>・避難所全体のガイド（受付、相談窓口、生活の場、トイレ、出入口等）</li> <li>・避難所内での場所（生活の場）の変更をしない。（頭の中で地図をつくるため）</li> <li>・連絡事項などは、口頭や音声で情報伝達</li> </ul>
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付で「耳が聞こえない」ことの申し出（本人や家族から）</li> <li>・手話、要約筆記通訳者の配置</li> <li>・筆記用具の準備</li> </ul>
心臓機能障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペースメーカー埋め込み術をした人は、電磁波を極力避ける</li> <li>・心身の安静が保てる場所の確保</li> </ul>
呼吸器機能障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸器に障害のある人は、酸素供給企業への連絡</li> <li>・タバコ等を避けられる空気の清浄な場所の確保</li> </ul>
じん臓機能障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透析を必要とする人は、医療機関の確保と移送の手配</li> <li>・透析を行なうための清潔で安静が保てる場所、電源の確保</li> <li>・食事管理が必要な人は、医療機関に相談を受ける</li> </ul>
膀胱・直腸機能障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストマケア、お湯、洗腸のできる部屋の確保</li> <li>・ストマ用装具の備蓄または支援協定</li> </ul>
肝機能障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事管理（食事管理の必要な人は、支援内容を申し出る）</li> <li>・出血時の対応</li> </ul>
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個室または家族や仲間と過ごせる部屋の確保</li> <li>・専用避難所への移送（専用スタッフの確保）</li> <li>・医療機関との連絡調整</li> </ul>
精神障害、発達障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個室または家族や仲間と過ごせる部屋の確保</li> <li>・服薬管理（医療機関への相談）</li> <li>・医療機関との連絡調整</li> </ul>

避難行動要支援者が避難所で生活するには、身体的、精神的に大きな負担が伴います。避難所の運営において避難行動要支援者の支援体制を整備するための参考です。

また、避難行動要支援者は避難所に着いたら、受付や地域支援者に避難生活において、必要な支援・配慮について申し出ておくことが必要です。

指定避難所一覧

地域	防災地区	施設名称	指定緊急避難場所の利用区分		指定避難所の利用区分		所在地	電話番号
			大雨	地震	大雨	地震		
八日市	平田	平田コミュニティセンター	/	/	○	○	下羽田町 84 番地 5	0748-22-1950
		八日市西小学校	○	○	○	○	柏木町 14 番地	0748-22-3345
		平田体育館	/	/	○	○	下羽田町 54 番地	0748-23-6683
	市辺	船岡中学校	○※	○	○※	○	市辺町 2789 番地	0748-22-2496
		市辺コミュニティセンター	/	/	○	○	市辺町 2391 番地	0748-22-0203
		びわこ学院大学	/	/	○	○	布施町 29 番地	0748-22-3388
		あかね幼稚園	/	/	×	○	三津屋町 12 番地	0748-20-3777
	玉緒	玉緒小学校	○※	○	○※	○	大森町 971 番地	0748-22-2802
		玉緒コミュニティセンター	/	/	×	○	大森町 1030 番地	0748-22-6479
		玉緒幼稚園	/	/	×	○	大森町 1012 番地 3	0748-22-3531
	御園	御園コミュニティセンター	/	/	○	○	五智町 351 番地 2	0748-22-0503
		八日市寺小規模保育事業所	/	/	○	○	寺町 799 番地	0748-22-2744
		わかば幼稚園	/	/	○	○	野村町 1934 番地	0748-23-2740
		御園小学校	○	○	○	○	五智町 239 番地	0748-22-0806
		玉園中学校	○	○	○	○	妙法寺町 1101 番地	0748-22-0288
	建部	建部コミュニティセンター	/	/	×	○	建部日吉町 31 番地	0748-22-0303
		建部幼稚園	/	/	×	○	建部日吉町 5 番地	0748-22-0944
		ウェルネス八日市	/	/	×	○	建部上中町 561 番地	0748-22-8800
		八日市北小学校	○※	○	○※	○	建部日吉町 468 番地	0748-22-0297
	中野	布引小学校	○	○	○	○	今堀町 581 番地 10	0748-23-5840
箕作小学校		○	○	○	○	小脇町 377 番地	0748-20-3100	
中野コミュニティセンター		/	/	○	○	中野町 781 番地 5	0748-22-0154	
中野むくのき幼稚園		/	/	○	○	東中野町 4 番 17 号	0748-20-2130	

※浸水状況により上層階を使用する。

指定避難所一覧

地域	防災地区	施設名称	指定緊急避難場所の利用区分		指定避難所の利用区分		所在地	電話番号	
			大雨	地震	大雨	地震			
八日市	中野	保健子育て複合施設ハビネス	○	○	○	○	東中野町4番5号	0748-23-5050	
	八日市	八日市高等学校	/	/	○※	○	八日市上之町1番25号	0748-22-1515	
		八日市幼稚園	/	/	○※	○	八日市町5番4号	0748-22-0276	
		八日市コミュニティセンター	/	/	×	○	八日市町9番20号	0748-23-4120	
		東近江大帆船会館	/	/	○	○	八日市東本町3番5号	0748-23-0081	
		八日市図書館	/	/	○	○	八日市金屋二丁目6番25号	0748-24-1515	
	南部	八日市南高等学校	/	/	○	○	春日町1番15号	0748-22-1513	
		聖徳中学校	○	○	○	○	聖徳町1番1号	0748-22-0413	
		南部コミュニティセンター	/	/	○	○	沖野二丁目1番34号	0748-23-1573	
		八日市南小学校	○	○	○	○	沖野三丁目6番1号	0748-22-0059	
		ひまわり幼稚園	/	/	○	○	沖野三丁目7番33号	0748-24-0809	
	永源寺	市原	市原小学校	○	○	○	○	高木町1124番地	0748-27-0140
			ふるさと文化体験学習館	/	/	○	○	市原野町23番地	0748-27-0002
			永源寺運動公園体育館	/	/	○	○	上二俣町44番地	0748-27-0780
			永源寺もみじ幼稚園	/	/	○	○	上二俣町24番地1	0748-27-0300
山上		山上小学校	○	○	○	○	山上町200番地	0748-27-0028	
		永源寺中学校	○	○	○	○	山上町4300番地	0748-27-0043	
		永源寺コミュニティセンター	○	○	○	○	山上町1316番地	0748-27-1330	
		旧甲津畑小学校体育館	/	/	×	○	甲津畑町1200番地2	0748-27-0579	
鈴鹿の里		木地師やまの子の家	/	/	○	○	蛭谷町342番地2	0748-29-0211	
		鈴鹿の里コミュニティセンター	○	1階のみ使用	○	1階のみ使用	蓼畑町510番地	0748-29-0001	
五個荘	五個荘	さくらんぼ幼稚園	/	/	○	○	五個荘金堂町1705番地	0748-48-3998	
		五個荘あじさい幼稚園	/	/	×	○	宮荘町631番地	0748-48-3999	
		五個荘小学校	○※	○	○※	○	五個荘竜田町567番地	0748-48-3102	
		五個荘中学校	○※	○	○※	○	五個荘小幡町227番地	0748-48-2451	

※浸水状況により上層階を使用する。

指定避難所一覧

地域	防災地区	施設名称	指定緊急避難場所の利用区分		指定避難所の利用区分		所在地	電話番号
			大雨	地震	大雨	地震		
五個荘	五個荘	五個荘コミュニティセンター	○※	○	○※	○	五個荘小幡町 318 番地	0748-48-2737
		てんびんの里文化学習センター	/	/	○※	○	五個荘竜田町 583 番地	0748-48-7100
		ふらぎ三方よし	/	/	○※	○	五個荘塚本町 279 番地	0748-48-6678
		五個荘あさひ幼稚園	/	/	×	○	五個荘山本町 306 番地	0748-48-3997
		五個荘体育館	/	/	×	○	五個荘小幡町 297 番地	0748-48-2452
愛東	愛東北	愛東中学校	○※	○	○※	○	下中野町 444 番地	0749-46-0030
		愛東コミュニティセンター	/	/	○	○	下中野町 431 番地	0749-46-2267
		愛東北小学校	○	○	○	○	百済寺本町 1399 番地	0749-46-0588
	愛東南	愛東支所	○	○	○	○	妹町 29 番地	0749-46-0211
		愛東南小学校	○※	○	○※	○	曾根町 1285 番地	0749-46-0209
		おくのの運動公園体育館	/	/	○	○	青山町 70 番地	0749-46-0227
		愛東あいあい幼稚園	/	/	○	○	妹町 29 番地 4	0749-46-0260
湖東	湖東第一	湖東第一小学校	○	○	○	○	下里町 21 番地	0749-45-1004
		湖東ひばり幼稚園	/	/	○	○	平松町 829 番地	0749-45-0028
	湖東第二	湖東第二小学校	○	○	○	○	南菩提寺町 430 番地	0749-45-2014
		湖東中学校	○	○	○	○	横溝町 202 番地	0749-45-0020
	湖東第三	湖東第三小学校	○	○	○	○	小田苅町 340 番地	0749-45-0010
		ひばり公園 みすまの館	/	/	○	○	池庄町 610 番地	0749-45-3363
		湖東コミュニティセンター	○	○	○	○	池庄町 495 番地	0749-45-0950
		湖東体育館	/	/	○	○	池庄町 488 番地	0749-45-3363
能登川	能登川東	能登川東小学校	○	○	○	○	小川町 30 番地	0748-42-0135
		やわらぎホール	○※	○	○※	○	躰光寺町 254 番地 3	0748-42-2277
		能登川にじいろ幼稚園	/	/	○※	○	乙女浜町 176 番地	0748-45-0538
		能登川コミュニティセンター	○※	○	○※	○	躰光寺町 262 番地	0748-42-3200
		学校法人ヴォーリズ学園そらの鳥こども園	/	/	×	○	種町 2120 番地	0748-43-6100

※浸水状況により上層階を使用する。

指定避難所一覧

地域	防災地区	施設名称	指定緊急避難場所の利用区分		指定避難所の利用区分		所在地	電話番号	
			大雨	地震	大雨	地震			
能登川	能登川西	能登川西小学校	○	○	○	○	伊庭町 2885 番地	0748-42-0139	
		ちどり幼稚園	/	/	○	○	伊庭町 2933 番地 3	0748-42-0357	
		能登川高等学校	/	/	○※	○	伊庭町 13 番地	0748-42-1305	
	能登川南	能登川あおぞら幼稚園	/	/	○※	○	佐野町 379 番地	0748-42-4378	
		能登川中学校	○※	○	○※	○	山路町 2800 番地	0748-42-0027	
		能登川南小学校	○※	○	○※	○	猪子町 12 番地	0748-42-0148	
		能登川アリーナ	/	/	×	○	山路町 2225 番地	0748-42-5099	
	能登川北	能登川北小学校	○※	○	○※	○	福堂町 2877 番地 1	0748-45-0002	
	蒲生	蒲生東	蒲生東小学校	○	○	○	○	桜川東町 455 番地	0748-55-0014
		蒲生西	蒲生西小学校	○※	○	○※	○	鈴町 1 番地	0748-55-0743
朝桜中学校			○※	○	○※	○	市子川原町 686 番地	0748-55-0030	
あかね文化ホール（蒲生コミュニティセンター）			○※	○	○※	○	市子川原町 461 番地 1	0748-55-0207	
長峰幼稚園			/	/	○	○	蒲生堂町 335 番地	0748-55-5335	
蒲生体育館			/	/	○	○	市子川原町 679 番地	0748-55-2920	
蒲生北		蒲生北小学校	○	○	○	○	蒲生堂町 1287 番地	0748-55-5123	

※浸水状況により上層階を使用する。



## 福祉避難所一覧

福祉避難所協定法人（施設）

法人名	施設名	住 所	電話番号	協定締結日
社会福祉法人 六心会	特別養護老人ホーム 清水苑	五個荘川並町 268 番 地	0748-48-5000	H25. 12. 25
社会福祉法人 恵泉会	特別養護老人ホーム 菊水園	下里町 789 番地	0749-45-1518	H25. 12. 25
社会福祉法人 八幸会	介護老人福祉施設 こ ぼしの家	市辺町 3477 番地	0748-20-0511	H25. 12. 25
社会福祉法人 布引会	特別養護老人ホーム 玉園ハイム	尻無町 1170 番地 3	0748-23-6886	H25. 12. 25
滋賀県立八日市 養護学校	滋賀県立八日市養護学 校	上平木町 290 番地	0748-23-1774	H25. 12. 25
社会福祉法人 慈照会	特別養護老人ホーム カルナハウス	建部下野町 797 番地	0748-23-3250	H25. 12. 25
社会福祉法人 日野友愛会	特別養護老人ホーム 沖野原	沖野三丁目 10 番 18 号	0748-22-7555	H25. 12. 25
医療法人社団 幸信会	介護老人保健施設 ウ ェル青葉	青葉町 1 番 46 号	0748-20-2345	H25. 12. 25
社会福祉法人 真寿会	特別養護老人ホーム 能登川園	新宮町 547 番地	0748-42-7025	H25. 12. 25
社会福祉法人 東近江市社会福 祉協議会	小規模多機能型居宅介 護事業所 かじやの里の新兵衛さ ん	佐野町 35 番地	0748-42-8377	H25. 12. 25
社会福祉法人 くすのき会	東近江重症心身障害者 通園第2くすのき	五個荘竜田町 550 番 地	0748-29-3150	H29. 7. 20
社会福祉法人 あゆみ福祉会	ホームぽれぽれ	桜川西町 334 番地 1	0748-23-2662	R2. 4. 1
社会福祉法人 八起会	介護老人福祉施設 もみじ	永源寺高野町 431 番 地 2	0748-27-2031	R3. 10. 14